

証券コード2397  
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目15番1号  
株式会社DNAチップ研究所  
代表取締役社長 的 場 亮

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきませうようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませうようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3頁から5頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）受付開場：午前9時30分  
総会開始：午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目4番15号  
島嶼会館 2階 会議室  
※開催場所が昨年と異なりますので、文尾の定時株主総会会場ご案内を参照の上、お間違えの無いようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項 第23期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）に関する事業報告の内容、及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項  
(1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

---

**その他株主総会招集に関する事項**

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dna-chip.co.jp/>）に掲載させていただきます。

**（新型コロナウイルスに関するお知らせ）**

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、議決権の行使につきましては、書面又はインターネットによる事前行使の方法もごございますのでご活用ください。

本株主総会に出席される株主さまは、株主総会開催日時時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日ですが、会場において感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dna-chip.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

● 頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時開催  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

### ■ 当日ご出席いただけない場合



#### ■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

こちらを切り取って  
ご返送ください



行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時30分必着



#### ■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は●頁～●頁をご覧ください。

行使期限

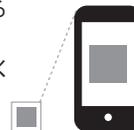
2022年6月21日（火曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています。



# 「QRコード行使」による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

## 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

議決権行使書副票のイメージ。右側に「ログイン用QRコード」の位置が示されています。また、「見本」のラベルも表示されています。



※QRコードは株式会社〇〇〇の登録商標です。

## 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

議決権行使方法の選択画面のイメージ。画面には「確認画面へ」と「賛否行使画面へ」のボタンが表示されています。

画面の案内に従って行使完了です

二回目以降のログインの際は…次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

## 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

各議案の賛否を選択する画面のイメージ。画面には「賛成」と「反対」のボタンが表示されています。

# ■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



## パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト ▶

<https://evote.tr.mufg.jp/>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。  
詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行（株）証券代行部

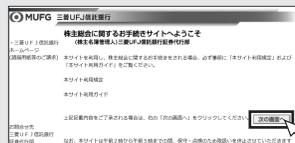
 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間：午前9時から午後9時まで)

### QRコード行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによつて、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通話料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

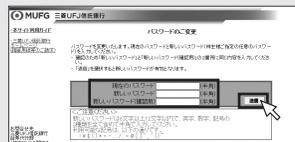
### ① WEBサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従つて  
賛否をご入力ください。

# 事業報告

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ①当期の状況

当期における我が国経済は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響下において事業活動が制限される中、国民のワクチン接種や感染症対策の徹底により個人消費が急増し、全体を牽引しました。2022年に入っても景気は緩やかに持ち直しておりますが、オミクロン株の感染急拡大と多くの地域でのまん延防止等重点措置の適用によって個人消費が再び悪化するなど一部に弱さも見られます。それでもオミクロン株の重症化リスクが小さいことや2月上旬に感染がピークアウトしたことなどから今後は需要の盛り返しが期待されます。

しかしながら2月下旬以降のロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰や円安により先行きの成長下振れ懸念が強まっており、3月の米国の利上げ決定も相まって今後の日本経済へ及ぼす影響も引き続き注視していく必要があると思われまます。

当社が属するヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に需要期待が高まっております。政府も成長戦略の一つと位置付けており、ヘルスケア産業の活性化は今後も引き続き見込まれております。

バイオ業界では、がんゲノム医療時代の幕開けと言える話題として、2019年6月に患者のがん細胞の遺伝子変異を調べて、最適な薬を選ぶ「がんゲノム医療」の遺伝子検査システムに公的医療保険が適用になりました。対象になるのは、原発不明がん、標準治療を終えたがんや希少がんの患者で、これまでは限られた医療機関において、自費で高額のコストをかけ、わずかな可能性にかけて検査を受け、使える薬を探っていたものが、公的医療保険を利用して全国の医療機関で広く検査を受けられるようになりました。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認(以降薬事承認といえます)を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした検査の保険算定が開始となりました。薬事試験・申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジーを中心とした診断分野での検査開発を更に加速してまいります。また、次の主力検査として、複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルを開発し、薬事試験を進めてきており、2021年10月28日

に薬事申請を行いました。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、及び肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んでおります。

この結果、当期の売上高は、427百万円（前期比131.9%）、営業損失は166百万円で、経常損失は138百万円、当期純損失は134百万円となりました。

（単位：千円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
2022年3月期	427,935	△166,614	△138,762	△134,046
2021年3月期	324,501	△172,196	△174,856	△172,473

事業部門別事業状況は次のとおりです。

#### 【研究事業】

研究事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客として、遺伝子関連解析の各種サービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シーケンス受託解析サービスがあります。両サービスのどちらも大学や公的研究機関、製薬会社等の企業に対し積極的な提案型営業を行い、きめ細やかなフォローを推進しております。また、各種受託解析の実績から顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れるとともに、顧客ニーズに合わせた新規サービスメニューの拡充を図っております。

特に国の施策としても注目されている次世代シーケンスを活用した、「がんゲノム解析」や「網羅的な遺伝子解析」を行う受託サービスにも注力しております。また「デジタルPCR受託サービス」等、多様化する研究ニーズに合わせた遺伝子解析メニューを展開しております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

マイクロアレイ受託解析及び次世代シーケンス受託解析の両サービスは前期から当期にかけて受託件数が伸びました。とくに近年遺伝子解析の主流となりつつある次世代シーケンス受託解析サービスについては、前年度を上回る受託件数となり、この分野において当社が重要な位置付けとなり、お客様の研究に貢献いたしました。その結果、当期の研究事業の売上高は376百万円（前年同期比118.7%）となりました。

#### 【診断事業】

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する、EGFRリキッド及び肺がんの分子標的薬の適用となる遺伝子異常を一括検査可能な肺がんコンパクトパネルの市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。EGFRリキッドは、2020年7月31日に薬事承認を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした

検査の保険算定が開始となりました。この検査は、低侵襲的な血液遺伝子検査により、血中に微量に存在する血中腫瘍DNA上のEGFR変異を次世代シーケンス法により高感度に検出するリキッドバイオプシー検査です。肺がん組織の生検（気管支鏡検査、CTガイド下生検）は、侵襲性が高く患者さんへの負担も大きいことから、リキッドバイオプシー検査への期待が高まっています。また、EGFRリキッドに続いて、肺がん組織検査に特化した高感度な一括遺伝子検査パネル（肺がんコンパクトパネル）を開発し、2021年10月28日に薬事申請を行いました。肺がんコンパクトパネルは、EGFR・ALK・ROS1・BRAF・METの薬剤適用の対象となっている遺伝子変異に加え、ごく最近に上市されたRET融合遺伝子やKRAS遺伝子、更には近い将来分子標的治療薬の上市が見込まれているHER2などのターゲット遺伝子の変異を検出します。今回の申請ではまず、EGFR・ALK・ROS1・METの4つの遺伝子変異に対応する分子標的治療薬のコンパニオン診断システムとして薬事申請を行いました。今後更にBRAF(V600E)、RET及びKRAS遺伝子(G12C)への適用を追加申請していく予定です。薬事承認・保険収載に向けて準備を進めております。本手法は、高感度であることから細胞診を対象とした解析も可能であり、聖マリアンナ医科大学との共同研究でその有用性を示してきました。単施設での結果をベースとして、多施設での評価を目的としたcPANEL多機関共同研究（聖マリアンナ医科大学及び神奈川県立がんセンターを主幹施設とした全国から7施設）を計画し2022年3月7日に倫理審査が承認されました。本研究により、細胞診コンパクトパネルの有用性評価を進めてまいります。

診断事業の新規検査メニューとして、今年度より着床前胚染色体検査（PGT-A/PGT-SR）の準備を開始しております。「反復体外受精・胚移植（ART）不成功例、習慣流産例（反復流産を含む）、染色体構造異常例を対象とした着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）の有用性に関する多施設共同研究」における研究分担施設（解析実施施設）として日本産科婦人科学会倫理委員会により承認されております。2022年4月より不妊治療の保険適用が始まり、PGT-Aは先進医療での試験を経て保険適用を目指すという方針が示されています。日本産科婦人科学会が主導する検査の枠組みに準拠した形で、検査サービスを提供していく予定としています。

また、希少変異検出の技術を発展させたNOIR-SS技術（分子バーコード技術）を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術により、高感度に複数遺伝子を一括解析可能なリキッドバイオプシー検査サービスを研究用検査として提供しております。希少変異検出の独自特許技術及び薬事試験を通して培ったノウハウ、クリニカルシーケンスグレードでの精度管理・レポートシステムを活用し、リキッドバイオプシー分野での研究推進・医療現場での遺伝子解析の普及促進に貢献してまいります。また、大規模な解析結果から有益な情報を効率的に導き出すビッグデータ解析、AI技術開発も進めており、次世代型診断技術開発への応用やシーズ探索の効率化、検査系システムの頑健化・効率化に繋げていきます。

その他の検査メニューとして、遺伝子解析を用いた関節リウマチの薬剤効果予測検査、うつ病を含む精神疾患の診断技術の開発も積極的に進めております。

また、乳癌手術後の再発リスクを測定し情報を提供するMammaPrint及び、長期的な予後や全身療法感受性の情報を提供するBlueprintのサービスを病院・クリニック向けに展開しております。

当期の診断事業はコンパクトパネル事業の薬事申請準備及びEGFRリキッドの事業化整備を進める一方で解析業務やMammaPrintの販売に係る売上が前事業年度より増加したことで売上高は51百万円（前年同期比701.4%）となりました。

## 部門別売上高

	前 期 (2021年3月31日)		当 期 (2022年3月31日)		前期比 (%)
	金 額(千円)	構成比(%)	金 額(千円)	構成比(%)	
研 究 事 業	317,141	97.7	376,310	87.9	118.7
診 断 事 業	7,360	2.3	51,624	12.1	701.4
合 計	324,501	100.0	427,935	100.0	131.9

## ②研究開発の状況

当社の研究開発の目標は、主として診断に有用なコンテンツの開発を行うこととあります。このために、関連技術を有する大学・研究機関及び企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当事業年度に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

### 【診断メニュー拡充のための取り組み】

ア 次世代シーケンサーを使用したがん診断技術・リキッドバイオプシーに関する研究開発

- i. 次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発
- ii. NOIR-SSをはじめとした希少変異解析技術・クリニカルシーケンス技術の開発
- iii. AI技術・機械学習技術を活用したリキッドバイオプシー研究手法の開発
- iv. Pan-cancer（多様ながん種）及び肺がん以外のがん種を対象とした遺伝子検査の開発

イ 関節リウマチに関する研究

- i. 関節リウマチの多剤効果予測に関する研究
  - ・DNAチップを使用した検査に関する研究
  - ・qPCRを使用した検査に関する研究
- ii. 関節リウマチ新規病態マーカーに関する研究

ウ 精神疾患診断に関する研究

- i. うつ病及びストレス関連バイオマーカーに関する研究
- ii. 新規リキッドバイオプシー解析技術による精神疾患の再分類に関する研究

エ 認知障害・アルツハイマー病診断に関する研究

## 【当期に発表した論文】

### ア 肺がんコンパクトパネルの技術論文

Kato et al. Analytical performance of a highly sensitive system to detect gene variants using next-generation sequencing for lung cancer companion diagnostics.

medRxiv doi: <https://doi.org/10.1101/2021.10.13.21264976>.

### イ 疾患感受性遺伝子に関する研究

Nakano et al. Associations of LRP5 and MTHFR Gene Variants with Osteoarthritis Prevalence in Elderly Women: A Japanese Cohort Survey Randomly Sampled from a Basic Resident Registry.

Ther Clin Risk Manag. (2021)17:1065-1073.

### ウ 肺癌症例の薬剤耐性に関する研究

Kunimasa et al. EML4-ALK fusion variant.3 and co-occurrent PIK3CA E542K mutation exhibiting primary resistance to three generations of ALK inhibitors. Cancer Genet. (2021) 256-257:131-135.

### エ 臨床スコアからのICU死亡率予測に関する研究

Shoji et al. Prediction of Intensive Care Unit Mortality Based on Missing Events. Archives of Clinical and Biomedical Research 5 (2021): 344-367.

## 【当期に取得・申請した特許】

当期に取得・申請した特許はございません。

なお、2022年3月期の研究開発費は64,093千円であります。

## (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は51,637千円であります。その主たるものは、ソフトウェア仮勘定及び研究用機器（工具、器具及び備品）であります。

## (3) 資金調達の状況

当期において資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、近年、ヒトiPS細胞関連の臨床試験が盛んに行われており、再生医療の実用化が本格化してきました。また、再生医療分野に異業種を含めた様々な業者が参入するなど、再生医療の産業化が本格的なステージに入ってきました。今後再生医療分野の市場規模は大きく拡大することが予想されております。最新のがん治療におきましては、従来の三大治療である「手術（外科治療）」、「薬物治療（抗がん剤治療）」、「放射線治療」に加えて、「免疫療法（体の中に侵入した異物を排除するために、生まれながらに備えている能力を高め、がんの治療を行う方法）」が注目されています。近年、免疫療法に用いる「免疫チェックポイント阻害剤」が医薬品として承認され、従来自由診療であった免疫療法による治療が一部保険診療可能となり、患者負担が少なく治療を受けることが可能となりました。

また、遺伝子解析技術の向上により、今後がん予防や治療に新たな展開が期待されております。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのCOMPANION診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをCOMPANION診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認（以降薬事承認といえます）を取得いたしました。薬事申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジー分野での検査開発を更に加速していきます。また、次の主力検査として、複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルの開発を進め、2021年10月28日に厚生労働省へ承認申請を行いました。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、及び肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んでおります。

#### ① 肺がんコンパクトパネルの薬事承認・保険収載に向けた取り組み

当社は、肺がんコンパクトパネルの市場への普及を重点課題と捉え各種薬事試験と普及活動を進めております。2022年内の薬事承認を目指しております。今後、薬事承認・保険収載に向けた取り組みを実施してまいります。

#### ② EGFRリキッドの臨床現場への普及

当社は、EGFRリキッドの薬事試験を優先事項として進めてきた結果、2020年7月に薬事承認を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした検査の保険算定が開始となりました。今後、検査サービスの開始、さらなる有用性の検証を通じた製品価値の向上、市場への普及を実施してまいります。

### ③ 診断メニューの拡充

当社の重点課題として、診断事業の拡充があります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、EGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルの新規機能追加と臨床有用性評価を通じた製品価値のさらなる向上並びに新規検査メニューの開発を積極的に行い、診断メニューの拡充を推進してまいります。

### ④ 人材の確保

大学、公的病院等と共同研究開発を進めていくうえでは、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後新規サービスメニュー等新たな研究開発を進めていく上で、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、これら人材の確保に努めてまいります。また、臨床検査技師を中心に遺伝子検査にフォーカスした人材補強と各種教育を進めてまいります。

### ⑤ 営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、十分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。診断事業への展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

### ⑥ 特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている診断関連コンテンツを中心に積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

## (5) 財産及び損益の状況

	第20期 2019年3月期	第21期 2020年3月期	第22期 2021年3月期	第23期(当期) 2022年3月期
売上高(百万円)	360	361	324	427
経常損失(百万円)	103	128	174	138
当期純損失(百万円)	104	128	172	134
1株当たり当期純損失(円)	23.42	25.17	30.38	23.15
総資産(百万円)	864	743	1,020	890
純資産(百万円)	769	653	930	780
1株当たり純資産額(円)	148.36	123.19	156.65	133.49

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 財産及び損益の状況
- ①第20期につきましては、研究事業の成長と診断事業におけるEGFRリキッドの薬事承認・保険収載を最優先事項として行いました。
- ②第21期につきましては、研究事業の新規顧客開拓、診断事業におけるEGFRリキッドの薬事承認を目指し、更には肺がんコンパクトパネルの開発に着手いたしました。
- ③第22期につきましては、「開発力強化と事業化加速」を経営方針と定め、研究事業の成長と、診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組みました。
- ④第23期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」のとおりであります。
3. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 主な事業の内容

事業区分	事業内容
研究事業	マイクロレイ受託解析サービス 次世代シーケンス受託解析サービス
診断事業	MammaPrint EGFRリキッド NOIRシーケンス

## (7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社・研究所	東京都港区海岸一丁目15番1号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	2名(増)	44.3歳	8.6年

(注) 従業員数は就業人数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,789,700株  
(自己株式 137株を含む)
- (3) 株主数 5,124名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藤 井 衛	252,700株	4.36%
株式会社SBI証券	218,801株	3.78%
小 橋 一 太	96,800株	1.67%
枝 松 七 郎	93,600株	1.61%
安 東 光 輝	88,000株	1.52%
J Pモルガン証券株式会社	85,700株	1.48%
竹 川 公 庸	85,600株	1.47%
森 淳 彦	82,000株	1.41%
上 野 賀 亮	75,000株	1.29%
石 田 み つ る	69,100株	1.19%

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項ありません。

### 3. 新株予約権等に関する重要な事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	個数	保有者
取締役（監査等委員を除く）	第3回新株予約権	20個（注）	1名

（注）当社取締役に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当期中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	的 場 亮	
取 締 役	佐 藤 慶 治	・診断事業本部長 兼 診断事業部長
取締役（監査等委員）	山 田 國 夫	
取締役（監査等委員）	片 山 登喜男	・有限会社信濃東部自動車学校監査役
取締役（監査等委員）	佐 藤 孝 明	・株式会社島津製作所シニアフェロー （上席執行役員待遇） 基盤技術研究所ライフサイエンス研究所長 ・株式会社iLAC代表取締役社長 ・国立大学法人筑波大学特命教授 プレジジョン・メディ슨開発研究センター長
取締役（監査等委員）	川 本 祥 子	・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学 研究所 准教授

- （注）1. 川本祥子氏は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏及び川本祥子氏、4氏は社外取締役であります。
3. 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏及び川本祥子氏、4氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 片山登喜男氏は、弁護士として企業法務に精通しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社内サポート体制が充実しているため、常勤の監査等委員をおいておりません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

## (3) 取締役の報酬等の額

### ① 役員報酬等

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）	24,540	24,540	—	—	—	2
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,114	9,114	—	—	—	4
合計	33,654	33,654	—	—	—	6

### ② 当会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### ③ 役員報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬等の額は、全額基本報酬としており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、世間水準、会社業績等を考慮のうえ、年額をもって決定することとなっております。

監査等委員を除く取締役の報酬等の額は、取締役会において年額で決定し毎月定期的に支払うこととなっております。会社の業績が著しく低下し、もしくは役員禁止条項に抵触したときには取締役会の決議により減額することがある旨を役員規則に定めております。また当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外取締役に諮問し答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

なお、当社の役員報酬限度額は、2017年6月21日開催の第18回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額6,000万円以内、取締役（監査等委員）について年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、監査等委員である取締役は4名。）で

す。

また、2022年度に取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等兼職状況と当社との関係

取締役（監査等委員）片山登喜男氏は、有限会社信濃東部自動車学校の監査役であります。有限会社信濃東部自動車学校と当社との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）佐藤孝明氏は、株式会社島津製作所シニアフェロー（上席執行役員待遇）基盤技術研究所ライフサイエンス研究所長であり、株式会社iLAC代表取締役社長であります。また、国立大学法人筑波大学特命教授プレジジョン・メディクス開発研究センター長であります。

株式会社島津製作所と当社との間に特別な関係はありません。

株式会社iLACと当社との間には共同研究契約と業務委託契約の関係があります。

国立大学法人筑波大学と当社との間には、業務委託契約の関係があります。

取締役（監査等委員）川本祥子氏は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所准教授であります。大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と当社との間には特別な関係はありません。

##### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ③当期における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 （監査等 委員）	山田 國夫	当期に開催された取締役会14回全てに出席し、経営全般に関する知識、経験を活かした発言を行っており、当社の監査等に反映していただくことや議案審議に必要な助言を行う役割を果たしております。また当期に開催された監査等委員会11回全てに出席し、監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。
取締役 （監査等 委員）	片山 登喜男	当期に開催された取締役会14回全てに出席し、弁護士の立場から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がる役割を果たしております。また、当期に開催された監査等委員会11回全てに出席し、監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。
取締役 （監査等 委員）	佐藤 孝明	当期に開催された取締役会14回全てに出席、同監査等委員会11回全てに出席し、企業経営、専門的技術に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバルな視点から経営全般、専門的技術にあたり意見を述べる役割を果たしております。

取締役 (監査等 委員)	川 本 祥 子	2021年6月の就任後、開催された取締役会12回全てに出席、同監査等委員会8回全てに出席し、専門的技術に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバルな視点から、専門的技術にあたり意見を述べる役割を果たしております。
--------------------	---------	---

## 5. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### (1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員である取締役

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

個人被保険者が役員等としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害等に対して、保険金が支払われます。

### (3) 当社役員の職務の執行の適正性が損なわないようにするための措置

免責金額を設定しており、被保険者が被った損害額のうち、当該免責金額については、被保険者の自己負担となります。また、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害に対しては、保険金が支払わないこととされています。

### (4) 保険料の負担割合

当社が保険料を全額負担しております。

## 6. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 清友監査法人
- (2) 報酬等の額 当期に係る報酬等の額 8,100千円  
当社が支払うべき金銭その他  
の財産上の利益の合計額 8,100千円
- ①当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めておりません。
- ②会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由：当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積根拠資料等を検証した結果、会計監査人の報酬等について当社経理部門の評価に同意しております。
- (3) 非監査業務の内容 非監査業務は委託しておりません。
- (4) 解任又は不再任の決定の方針  
当社都合の他、下記の事項に該当すると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、監査等委員会規則に則り決定し、取締役会に通知します。
- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合
- ③その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列举し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合
- (5) 現に受けている業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。
- (6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項  
該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要  
責任限定契約の締結については、定款に規定しておりません。
- (8) 当期中に辞任した会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。

## 7. 会社の体制及び方針

職務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 内部統制に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、下記のとおり取締役会において決議しております。

- ①取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - (ア) DNAチップ研究所企業行動基準を制定し、当該基準に基づいた行動を当社取締役に徹底しております。
  - (イ) コンプライアンス管理規則を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス遵守を推進するための体制を整備しております。
  - (ウ) 監査等委員は、取締役会及び会社の重要事項を審議する経営戦略会議に出席し必要に応じ意見を述べるほか、業務執行状況の確認等を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを監査等委員会監査等基準に基づき監査しております。
- ②取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
情報管理規則に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存しております。  
関係者は必要に応じてこれを閲覧できる体制としております。
- ③損失の危険の管理に関する規則その他の体制  
経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるために、リスク管理に係る規則を策定し、経営戦略会議において、リスクの把握、管理、対応を行っております。
- ④取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行の機動性、効率性、実用性を向上するために以下の事項を定めてまいります。
  - (ア) 定例取締役会を適宜開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行っております。
  - (イ) 常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営戦略会議を原則として月1回以上開催しております。経営戦略会議では、当社経営戦略会議規則に基づく経営に関する重要事項の審議及び事業戦略の進捗報告等を行っております。
  - (ウ) 経営戦略会議において、事業計画に基づいた予実管理を行い、差異分析を通じ必要な措置を講じております。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、当社ではコンプライアンス管理規則が制定されております。当規則に基づき、全使用人に対して

コンプライアンス遵守を徹底させるための研修を実施しております。同時に同規則に基づいた内部通報窓口を設け、周知徹底を図ることで、コンプライアンス遵守の実効性を高めております。

- ⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、特定の企業集団に属しておらず、子会社等も存在しないため、該当いたしません。

- ⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項

(ア) 当社は現在監査等委員の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員がこれを求めた場合には、取締役会で協議のうえ、使用人を置くこととしております。

(イ) 監査等委員会より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

(ウ) 当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。

- ⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(ア) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告するものとしております。

(イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部通報の状況及びその内容を速やかに監査等委員会に直接報告することとしております。

- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる必要に関する事項

(ア) 監査等委員は、取締役会及び経営戦略会議に出席するとともに、議事録、決裁文書に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるようにしております。

(イ) 代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜意見交換を実施することとしております。

(ウ) 監査等委員会は会計監査人と適宜意見交換し、会計監査内容について説明を受け、情報交換など連携を図ることとしております。

(エ) 監査等委員会は内部監査の結果について報告を受けることとしております。

(オ) 監査等委員が職務の執行のため合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じることとしております。

## (2) 内部統制システム運用状況の概要

当社では取締役会規則及び経営戦略会議規則に従い、取締役会及び経営戦略会

議で意思決定を行っており、コンプライアンスを遵守した業務の適正、効率性を確保しております。2021年4月1日から2022年3月31日までの間に、取締役会を14回、経営戦略会議を21回開催しており、監査等委員はこれらの会議に出席し、適宜意見することを通じて、取締役の職務執行状況を監督しております。これらの会議の議事録は全て適正に作成・保存されております。また監査等委員は、取締役及び使用人からの職務の執行状況を適宜聴取することにより、業務執行状況を監督しており、これらを通じて、業務の適正が確保されております。

コンプライアンス遵守に関しては、コンプライアンス委員会主導の下で、全使用人のコンプライアンス遵守を徹底するための啓蒙活動を行っております。

以上のとおり、当期において、当社では内部統制に関する基本方針に従い、社内体制が適切に構築、運用されていることを確認しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定して配当政策を実施することを基本方針としています。

また、当社は現在「肺がんコンパクトパネル」の薬事承認を目指しております。今後の当社事業の大きな柱と位置付けており、早期黒字化すべく全社をあげて努力してまいります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	710,208	<b>流 動 負 債</b>	99,329
現金及び預金	489,154	買掛金	47,476
受取手形	48,842	未払金	10,935
売掛金	124,230	未払費用	24,092
商 品	0	未払法人税等	5,184
貯 蔵 品	8,064	預 り 金	1,276
前払費用	37,062	未払消費税等	6,622
そ の 他	2,853	前 受 金	3,742
<b>固 定 資 産</b>	179,826	<b>固 定 負 債</b>	10,180
<b>有 形 固 定 資 産</b>	2,436	退職給付引当金	10,180
建 物	0	<b>負 債 合 計</b>	109,509
工具、器具及び備品	2,436	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	142,043	項 目	金 額
施設利用権	0	<b>株 主 資 本</b>	772,874
ソフトウェア	27,686	資 本 金	642,439
ソフトウェア仮勘定	114,356	資 本 剰 余 金	670,018
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	35,346	資 本 準 備 金	670,018
投資有価証券	0	利 益 剰 余 金	△539,490
長期前払費用	474	その他利益剰余金	△539,490
敷 金	34,872	繰越利益剰余金	△539,490
		自 己 株 式	△92
		<b>新 株 予 約 権</b>	7,650
		<b>純 資 産 合 計</b>	780,524
<b>資 産 合 計</b>	890,034	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	890,034

# 損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売 上 高		427,935
売 上 原 価		338,719
売 上 総 利 益		89,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		255,830
営 業 損 失		166,614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
補 助 金 収 入	28,885	
そ の 他	46	28,936
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,084	1,084
経 常 損 失		138,762
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,048	16,048
特 別 損 失		
減 損 損 失	10,381	10,381
税 引 前 当 期 純 損 失		133,095
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 損 失		134,046

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	642,439	670,018	670,018	△405,443	△405,443
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 ( △ )				△134,046	△134,046
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△134,046	△134,046
当 期 末 残 高	642,439	670,018	670,018	△539,490	△539,490

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△92	906,920	23,698	930,619
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 ( △ )		△134,046		△134,046
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△16,048	△16,048
当 期 変 動 額 合 計	—	△134,046	△16,048	△150,094
当 期 末 残 高	△92	772,874	7,650	780,524

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
市場価格のない……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のも ……により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
の  
市場価格のない……………移動平均法による原価法  
株式等
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。  
商 品……………移動平均法に基づく原価法  
  
貯蔵品……………最終仕入原価法  
仕掛品……………個別法に基づく原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
建 物……………定額法（建物附属設備は定率法。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建 物 …… 6～15年  
工具、器具及び備品……………定率法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
工具、器具及び備品 …… 2～15年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法  
市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
また、特許権については、社内における利用可能期間（8年）に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用……………定額法
  - (4) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当期末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に見合う支給見込額に基づき計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受託解析及び検査業務関連の商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

該当事項はありません。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2号に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

2. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、当社肺がんコンパクトパネルの薬事承認及び公的医療保険適用に関する手続きの進捗状況には、固定資産の減損の見積りの前提となる将来事業計画を作成するうえでの重要な不確実性が含まれていると判断しております。

2. 当年度の計算書類に計上した金額

固定資産(簿価) 179,826千円

減損損失 10,381千円

3. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度において、当社の研究事業本部及び診断事業本部の一部が保有する工具器具備品等に対して、10,381千円の減損損失を計上いたしました。当該資産グループについては、当事業年度末時点において、営業活動から生ずる営業損益が継続してマイナスであることなどを検証したうえで減損の兆候に該当するものと判断いたしました。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値は、受託解析事業に係る新型コロナウイルス感染症の拡大や市場の動向などの外部環境の変化とその不確実性を考慮したうえで評価しております。回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額を比較し、正味売却価額の方が高いため、正味売却価額に基づき測定しております。工具器具備品等の正味売却価額は、目的に適合した市場価格の識別や外部の第三者への販売可能性の判断を考慮したうえで算定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の経済活動正常化のタイミング及び当社における業績への影響を見通すことは極めて困難であり、また、肺がんコンパクトパネルの薬事承認及び公的医療保険適用に向けた取り組みの中で、各認証機関との交渉が新型コロナウイルス感染症の影響により予定とおりに進まないといったリスクも考えられますが、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて複数のシナリオを立案・評価しております。その中から最善の見積りを行う上で一定の仮定として、2022年度も国内でのワクチン接種の拡がりや治療薬開発への期待からそれを機に新型コロナウイルス感染症と経済活動が併存できる状態が実現可能になりつつあること、また、高感度な肺がんコンパクトパネル検査は、新規検査需要の開拓にも繋がる可能性が高く、薬事承認及び公的医療保険適用が完了することで具体的な事業プランへ移行できることを前提として、事業計画に当該影響を織り込み、固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

(3) 翌事業年度計算書類に与える影響

固定資産の減損が生じる可能性の時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌報告期間以降の計算書類において固定資産の減損に関する会計上の見積りの金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、(2)に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提としておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症及び肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険の適用時期によっては、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 180,473千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引  
該当事項はありません。
2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 427,935千円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
東京都港区	事業用資産	建物・工具、器具及び備品等	10,381

(1) 減損損失に至った経緯

営業活動から生じた損益の継続的マイナスの計上により、事業用資産について減損損失を認識しております。

(2) 減損損失の内訳

建物	1,998千円
工具、器具及び備品	8,093千円
特許権	289千円

(3) グルーピングの方法

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能性の算定方法

回収可能性の算定にあたっては正味売却価額を用いて計算しており、売却や転用が困難な資産は備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加数	減少数	当期末株式数
普通株式(株)	5,789,700	—	—	5,789,700

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加数	減少数	当期末株式数
普通株式(株)	137	—	—	137

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当期末残高 (千円)
		当期首	増加数	減少数	当期末	
2017年度新株予約権	普通株式	32,000	—	32,000	—	—
2019年度新株予約権	普通株式	34,500	—	500	34,000	7,650
	合計	66,500	—	32,500	34,000	7,650

- (注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。  
 2 2017年度及び2019年度新株予約権の減少は、権利行使期間終了に伴う戻入れによるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	1,296千円
未払賞与損金算入限度超過額	5,707
減損損失	25,889
繰越欠損金	344,202
その他	8,265
繰延税金資産 小計	385,360
評価性引当額	△385,360
繰延税金資産の純額	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に売掛金の範囲内にあります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について企画営業部が主要な取引先の情報を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 受取手形	48,842	48,842	—
(2) 売掛金	124,230	124,230	—
資産計	173,073	173,073	—
(3) 買掛金	(47,476)	(47,476)	—
負債計	(47,476)	(47,476)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
受取手形	48,842	—	—	—
売掛金	124,230	—	—	—
合計	173,073	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形	—	48,842	—	48,842
売掛金	—	124,230	—	124,230
資産計	—	173,073	—	173,073
買掛金	—	(47,476)	—	(47,476)
負債計	—	(47,476)	—	(47,476)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別、主たる地域市場別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	研究事業	診断事業	
マイクロアレイ受託解析サービス	137,450	—	137,450
次世代シーケンス受託解析サービス	235,522	—	235,522
検査業務サービス	—	36,365	36,365
その他	3,336	15,259	18,596
顧客との契約から生じる収益	376,310	51,624	427,935

主たる地域市場

当社は日本国内においてのみ事業を行っております。

収益の認識時期

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	研究事業	診断事業	
一時点で移転される財	376,310	51,624	427,935
一定期間にわたり移転されるサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	376,310	51,624	427,935

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との取引から生じた債権（期首残高）	149,718
顧客との取引から生じた債権（期末残高）	173,073

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

133円 49銭

1 株当たり当期純損失

23円 15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 DNAチップ研究所

取締役会 御中

### 清友監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴 田 和 彦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DNAチップ研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査における不正リスク対応基準」並びに品質管理基準委員会報告第1号「監査事務所における品質管理」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社DNAチップ研究所 監査等委員会

取締役（監査等委員） 山田 國夫 ⑥

取締役（監査等委員） 片山 登喜男 ⑥

取締役（監査等委員） 佐藤 孝明 ⑥

取締役（監査等委員） 川本 祥子 ⑥

(注) 監査等委員山田國夫、片山登喜男、佐藤孝明及び川本祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>



第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会において検討の結果異議ありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
1	ま と ば り ょ う 的場 亮 (1965年3月12日生)	1993年4月 財団法人地球環境産業技術研究機構本部研究員 1997年4月 国立奈良先端科学技術大学院大学教員 2002年4月 米国国立衛生研究所 Research Scientist 2006年4月 当社入社研究開発部長 2007年6月 当社取締役兼研究開発部長 2010年4月 当社取締役兼事業本部長 2010年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） 現在に至る	5,000株
2	さ と う よ し は る 佐藤 慶治 (1978年7月15日生)	2004年4月 産業技術総合研究所生物情報解析研究センター総合データベース解析チームアナテータとして就任 2009年4月 国立千葉大学大学院薬学研究院微生物薬品化学研究室助教 2015年5月 当社事業開発本部研究開発部に入社 2018年4月 当社新事業開発部マネージャー 2019年4月 当社新事業開発部長 2019年6月 当社取締役（現任） 診断事業本部長兼診断事業部長（現任） 現在に至る	10,000株

(注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役のスキルマトリックスについて

当社取締役会が果たしていくべき監査機能を継続的に向上させることを目的に、取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	企業経営 経営戦略	内部統制	財務会計	法務	研究開発
的場 亮	○	○	○		○
佐藤 慶治	○	○			○
山田 國夫 (監査等委員)		○			
片山 登喜男 (監査等委員)				○	
佐藤 孝明 (監査等委員)	○		○		○
川本 祥子 (監査等委員)					○

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月21日開催の第18回定時株主総会において、年額6,000万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに報酬として（i）一定期間継続して当社の取締役等の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と、（ii）当該条件に加えて当社取締役会があらかじめ定めた業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」の二種類の譲渡制限付株式を付与する制度を導入することにつきご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、勤務継続型譲渡制限付株式報酬と業績条件型譲渡制限付株式報酬を併せて、年額800万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、勤務継続型譲渡制限付株式報酬と業績条件型譲渡制限付株式報酬を併せて、年2万株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち監査等委員である取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち監査等委員である取締役4名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、勤務継続型譲渡制限付株式報酬と業績条件型譲渡制限付株式報酬を併せて、年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲

において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
2. 本割当株式のうち勤務継続型譲渡制限付株式報酬として割当てを受けたもの（以下「本割当株式①」という。）については、対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式①の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式①の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
3. 本割当株式のうち業績条件型譲渡制限付株式報酬として割当てを受けたもの（以下「本割当株式②」という。）については、対象取締役が、本役務提供期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあることに加え、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式②の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式②の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
4. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、本割当契約において別段の定めがあるときは当該時点）において上記2及び3の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
5. 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織

再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

6. 上記5に規定する場合においては、当社は、上記5の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
7. 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告17頁に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、当該方針を変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式は取締役としての職務執行の対価として割り当てられるものであり、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、当社の従業員に対しても、上記勤務継続型譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

以上

## 会場ご案内図

会 場	とうしょかいかん 島嶼会館 2階 会議室 東京都港区海岸一丁目4番15号 電話 03(3437)3061
交 通	電車 ・JR浜松町駅北口徒歩4分 ・モノレール浜松町駅徒歩7分 ・都営地下鉄浅草線大門駅徒歩7分 ・都営地下鉄大江戸線大門駅徒歩6分 ・竹芝栈橋徒歩5分 ・ゆりかもめ竹芝駅徒歩5分

会場付近略図



※新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。  
なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dna-chip.co.jp/>）にて掲載させていただきます。